

封建時代後期（一宮、東浪見地区その他）

戦国時代の郷土の概観 一宮附近は、往古、一宮庄といわれていた。千葉大学教授小笠原長和氏の説によると、現在の一宮町、高根、上之郷、中之郷等、現存の地名の区域を含む陸沢村をあわせた

九十九里南端の丘陵地帯が、往古の一宮庄と考えられる。足利末期、甲斐源氏武田信長が上総に入国、康正二年丙子（一四五六年）正月長南、真里谷両城を築き、上総介となった。應仁元年（一四六七年）に起った應仁の乱後、国内は乱れ、守護地頭の制度も衰え、守護大名の勢力が増大し、群雄は各地におこって、攻防に寧日なかった。上総一宮を中心とする、東上総の状況をみると、大多喜城に正木大膳時綱あり、勝浦城に正木左近太夫あり、時綱のとき、三浦をあらためて正木氏と称した。万木に土岐頼房あり、文龜二年（一五〇二

年）里見歳豊に従い、夷隅郡を討ち取り、万木に城を構えた。天文の頃、本納城に黒熊大膳亮景吉あり、土気城の酒井小太郎定隆は、里見氏に属し、長享年間土気之古城を再興した。安房に里見実堯あり、上総介となり、永正十五年（一五二八年）春、真里谷城に居た。一宮城は、その間に介在する一支城に過ぎなかった。

永祿四年（一五六一年）三月、黒熊大膳心に思うに、土気は代々房州里見家の幕下であり、房州に背き、小田原北条氏に属す。この時大膳房州より加勢を乞い、土気城へ攻め入って胤治父子を討ち取り、彼が支配の地を横領せんと使者をたてた。土気城主酒井胤治これを知り、「房州より加勢来らぬさきに攻めよ」と夜半軍勢を催し、「さやとの山」から石弓を投げ入れ、鉄砲を放して攻めたので、一騎当千の者共は房州へ赴き、その上深更のことで周章取る物も取り致えず逃げ散り、大将黒熊大膳亮はたまりかねて切腹し、本納城は落城した。（土気古城再興伝事記）

永祿五年（一五六二年）五月里見義頼、万木城主土岐頼春、大多喜城主正木盛賢等は、兵七千騎を率いて一宮城主内藤久長を攻めた。久長は東条国光等と郷民を募り、共に防ぎ、同年七月長南城主武田信榮、内藤久長を援けて不意に大多喜城を攻めたので、城主正木盛賢大に驚き大多喜に帰った。同八月、里見氏が援軍を大多喜城に送ったため、一宮軍は支えることが出来ず、九月九日落城した。（長生郡郷土誌）この時玉前神社も兵火に罹り、神官田中某は、社人と御神体を奉じて下総国飯岡に奔り、郡司海上忠常を頼り難を避けた。

永祿五年（一五六二年）七月二十日、正木左近太夫時忠は、糟谷

大炊助を一宮城に攻めたために一宮城は落城し、時忠が一宮城に居って北条氏康、氏政に属したので、里見義堯大いに怒り、一宮城を攻めること数カ月、北条氏は時忠、時通を援けることが出来なかった。そこで時忠は和を請い、義堯に属し、弟時通を一宮城に居らした。その時の制札が観明寺に保存されてある。

永祿七年甲子極十三日（観明寺）文書



禁制（観明寺蔵）

制札
一、狼藉之事
一、喧嘩口論之事
一、在宿中各別事
右観明寺御門前守護不入の上、毛頭不可背此制札之面、万一至干違犯之輩者、可処罪科之状如件
甲子極月十三

日時通 花押

註 時通は大多喜城主正木大膳時綱の四男、左近太夫時茂左近將監時忠の弟也。

勝浦城主正木時忠、時通は永祿五年、七年と二回にわたり一宮城を攻め、時忠は勝浦城により、時通を一宮城に居らしめた。時忠は、天文三年（一五三四年）四月、里見義堯を助けて房州稲村城に里見喜豊を滅し、同九年勝浦城を奪ってここに居り、天文十三年（一五四四年）八月、兄時茂と大多喜城を攻めて武田朝長を殺し、時茂を此処に居らしめ、永祿三年下総国にきり出し、同九年まで小見川相根塚を取り、七年の間、国中に乱入し、香取神宮をも冒した。（香取文書）

永祿九年八月二十五日、武州瀧山城主北条氏照が勝浦城主正木時忠に送った書状に、
「一宮先蹤、新地に遷さる。彼の社中並社宿以下守護不入の印形とあるのは、上総一宮玉前神社の社地を、新地に遷した事実を示している。（守護使の入部による徴税免除である）。」
天正十年（一五八二年）六月、里見義頼は書を寄せて、玉前神社に宮地を寄附した。

正木左近太夫は、一宮城主正木寔之助、根古屋（大多喜）の城主正木大膳のためには伯母尊である。天正十五年（一五八七年）、大膳は寔之助を頼み、放浪の後、上総国勝浦城を居城とした。天正十六年二月、正木左近は、小浜城主鎌田美濃守が北条氏直と合戦

の留守に、小浜城を夜討で攻め取った。同年九月下旬、正木大膳は上総国万木城を攻めたが、落すことができず、やむなく八幡の陣へ帰った。(房総治乱記)

天正十七年 丑 (一五八九年) 四月下旬、里見刑部大輔義頼は房州に勢を振り、上総國小浜城主鑑田美濃守を従えて伊豆表へ出船の際に、勝浦の正木左近太夫正康は、小浜の城を奪い取った。そして、一宮城主正木笈之助を味方とし、謀を廻すうちに里見義頼は館山へ帰城、大いに怒って、丸の城主山川豊前守、鑑田美濃守をして小浜の城を攻めさせた。房州勢、軍評議の中、一宮城主正木笈之助、万木城主土岐小弼が後詰に来るとの風説があつて、海路房州へ帰った。(関八州古戦録抄)

天正十七年五月、小田原城主北条氏直、房州見里を征伐しようとして東八カ国の軍勢を催した。時に万木城主土岐右京大夫頼春は、家臣大曾根右馬允、三階図書助を代官として三百余騎を率いて小田原に援兵した。この隙に、長南城主武田兵部少輔信榮は、家臣多賀六郎左衛門、同勘解由左衛門をして、兵四百騎を差し添え、万木城を攻めた。佐々駿河守の籠る亀ガ城には、長北城主(一宮城主とも云う)鶴見甲斐守の七十騎にて押え、鶴見彈正忠の籠る鶴ガ城へは、一宮隼人の五十騎を差し向け、その後、武田信榮は寅の刻に馬の轡を結び、ひそかに兵を率いて万木に向い松の丸に陣を張った。城主頼春よく戦い、土岐の家人矢竹の城主浅生主水助、近郷の土民百余人を集めて後詰に來たので、万木勢は大いに振り、武田勢は悉く敗走した。土岐の軍勢は勝に乗り、松丸、菅谷、大神まで追いかけて、菅谷

と大神の境の「日の子坂」で長南勢を破った。この時鶴見甲斐守は、高藤城で割腹している。長北城は何処であるか不明である。後の考証を待つ。(房総軍記)

註1 正木笈之助は正木時忠の孫なり。
2 長北城主鶴見甲斐守とあるが、甲斐守が高藤山で割腹しているので長北城は高藤城の事か。

天正年間、一宮城主正木笈之助は、千葉城を攻めんとして兵五百騎を集め、途に上った。千葉邦胤はこれを知って中村雅楽助、設楽左衛尉に命じて草刈村でこれに備えさせた。時刻を過ぎても到着しないため、すんで六地藏村鼠坂で待った。正木の軍勢はこれを知らず、鼠坂を越えようとして巨木巨石を投げられ、その上鉄砲にうたれて、一宮軍敗走した。(上総国誌)

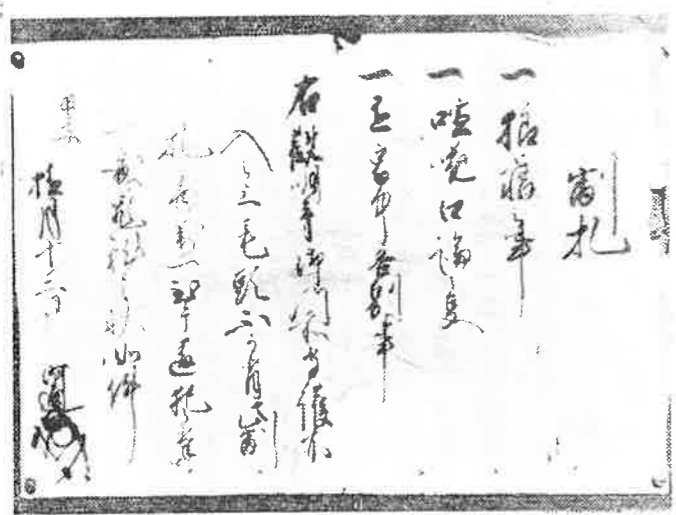
天正十八年 庚寅 (一五九〇年) 正月十九日、大多喜城主正木大膳は、俄かに大軍を起し、万木城を攻めようと夜中に出発した。土岐右京大夫頼春はこれを知り、刈谷の難所で待ち、正木は不意を討たれて敗退した。同年寅三月、豊臣秀吉は兵二十万を率い、北条氏政、氏直を小田原に攻めた。その時、徳川家康麾下の別働隊本多忠勝、平岩親吉、鳥居元忠等は、兵数万を率いて房総に攻め入り、一夜にして房総四十八カ城を落城せしめ、万木城主土岐右京大夫頼春は、城に火を掛け、家臣を率いて小浜の浦から小船に乗って平潟に漂着し、三河国に至って塾居した。その後、平潟姓を賜ったという。長南城主武田兵部少輔信榮は、開城して信濃国松代長国寺に塾居し、同寺で死んだという。

禁制(観明寺文書)

- 上総国一宮観明寺并門前
- 一、甲勢甲乙人等濫妨狼藉事
- 二、放火事

一、对当寺中門前百姓等非分之儀申懸事
右条々堅令停止之詔、若於違犯之輩者、忽可被_レ処_二嚴科_一者也。

天正十八年六月 秀吉 朱印



制札(観明寺蔵)

この制札は豊臣秀吉が房総鎮庄の際治安維持のため、一宮に建てたものでいま観明寺に保存されている。新笈村は、一松郷新笈村(一松神社北部)と混同されやすいが、一宮本郷新笈村が正しく一宮本郷村よりおかれて開発されている。関ヶ原合戦の際のとき(慶

長五年)、新笈村の御園生丹後、渡辺市左衛門、丸島庄兵衛、森田九郎右衛門、永島五郎兵衛の五名が、大多喜郷士(城主本多忠勝)として出陣している記録があるので、その頃は、すでに村落が形成されていたものと思われる。

船頭給は、古来より長柄郡一松郷に属し、もと一村であったが、戦国以降において小村に分れた。伝説によれば、治承年間源頼朝が石橋山の戦に敗れて、海路房州へ渡り、更に鎌倉に向う途中、村人がこぞって渡船に協力したので、「給_二船頭_一」の故事にちなんで、船頭給の地名を賜ったと云われている。草創百姓といわれるものうち、田中氏の祖は慶長十七年(一六二二年)、木島氏の祖が寛永八年(一六三一年)に歿している。帰農して当地に居住したのは天正の頃と思われる。そのほか草創百姓としては鶴沢氏・酒井氏がある。その後、享保年間に中村・島崎両氏の一族の二十余軒が一松郷中里より移住している。

新地は、上杉謙信の重臣、鬼子島弥太郎の兄の六郎三郎高保が、四子と一族郎党を引きつれて当地の開発にあたり帰農したが、初期の開拓とみることができよう。宮原は、貝殻堤という原始時代の遺跡もあり、南宮神社が応仁二年にいまの地に勧請されているので、開拓は他に比較して早かったようである。古来より長柄郡に属し、土方氏の采邑地であった。土方氏一織田信雄の家臣で河内守と称し、小田原の陣に戦功あつて、土方の称を賜つたものという。本国は尾張、姓は藤原である。土方宗左衛門亟は、慶長二年(一五九七年)には加藤左馬助嘉明に

従って朝鮮の役に参加し、つづいて大坂の陣にも参加した。その功績により、土方氏は、寛永六年九月に千石の加増を賜り、上総国長柄郡東浪見村・宮原村を将軍家の御朱印によって持領した。

東浪見は、「上総国志」によると、虎見浦と称し、海岸線より一里ばかりのところ泥が堆積しており、船舶が碇を下ろして風波をさけたので、泥海が東浪見となったとしている。天正九年^{辛巳}(一五八一年)霜月二十二日の正木淡路守殿日記には、虎見郷と載っている。また、万木城に近かったので、戦国の頃は正木氏の領分となり、その支配下にあった。「大宮南宮阿社縁起」(白鳥家文書)によると、応仁二年南宮神社を、金田より現在の地に移したことが記されてある。これは、室町時代に金田郷の長谷川清兵衛が東浪見に移住し、東浪見地区の開拓にあたり、その一族の、東浪見に居を構えるものが多くなったところから、見透しのきく宮原の地に、氏神をうつしたものと伝えられている。また、天正十三年(一五八五年)の文書(秋場家文書)には、東浪見村と中原村の境界をきめるのに、両村の代表が騎馬で相撲をとり、落馬した地点を境界とすることを決め、東浪見側の勝訴となったという記録がある。これをみると、この頃は、すでに開拓が相当に進んでいたものとみられる。その後、天正十八年小田原落城と共に、万木城の土岐氏もやぶれ、その家臣が帰農したものも多い。徳川時代に入り、寛政年間に宮原と同じく土方氏の采邑地となった。

網田は、住古は夷隅郡に属し、万治年間に長柄郡に属していた。戦国の頃は万木城主土岐大膳太夫の領地で、東浪見と同じく土岐氏

栄は、開城して信濃国松代長国寺に蟄居し、ここで歿した。時に天正十八年七月、小田原城も陥り、秀吉は関八州を挙げて徳川家康に与えた。家康は、家臣伊奈忠次の言を入れて関東へ移り、同年八月九日上総、下総が平均に治ったので、分地として部下の功臣に賜った。元来、房総の地は、江戸の玄関口として最も重要なところで、家康も譜代の功臣をもってあてた。房総軍記によれば、

小田喜十万石は本多中務大輔忠勝、長南領一万石は本多佐渡守正信、勝浦領一万石は植村土佐守泰忠、小井戸領(小糸)三千石は本多作左衛門重次、五井五千石は松平紀伊守家信、藻原(茂原)五千石は大久保治右衛門、佐貫領二万石は内藤弥次右衛門家長、鳴戸領(成東)二万石は石川左衛門太夫康通(後号三長門守)、大須賀領三万石は五郎左衛門尉康高、矢作領四万石は鳥居彦右衛門元忠、以上上総の中だけのことであるが、この大名配置を見て、嘗ては上総国は親王任国の地であり、鎌倉時代には平広常が上総介として高塔城に在り、更に侍所別当和田義盛上総介たり、上総の国が如何に重要な位置にあったかが伺える。ことに大多喜に、十万石の大名として徳川四天王の一人、本多中務を配したこととは重要な意義がある。

小田原落城の後、天正十八年(一五九〇年)八月、上総国一宮城は、内藤四郎左衛門尉正成城代となり、文祿元年(一五九二年)本多中務大輔忠勝が大多喜城主となって、慶長七年(一六〇二年)迄十二年間領内を治めた。

(一)岩沼高

天正十八年小田原平定の後、本多中務大輔大多喜十万石に封ぜら

の家臣の帰農したものが多し。徳川時代には岡部主税の知行所で、高三百四十石であった。(そのほか金田村三百一十石・中原村高百七十六石)岡部氏は大職冠鎌足の後胤といわれ、駿河国住岡郡駿河権守清綱の子孫。文久年間、岡部中務は御勤役駿河御加番・兼職火事場見廻り定火消を勤めていた。

本多中務支配 豊臣秀吉は、天正十五年(一五八七年)九州遠征を終り、全国統一を目指し、兵二十万をもって天正十八年(一五九〇年)三月北条氏政、氏直を小田原城に攻めた。当時房総には「いろは」四十八カ城あり、互に干戈を交えて相争っていた。この時、秀吉は麾下の浅野長政、木村高重を房総に派遣し、家康もまた、麾下の別働隊本多忠勝、鳥居元忠、平岩親吉等を房総に侵入させた。房総諸城では、「今迄敵味方となって刃を交えていたが、家康譜代の三将数万の兵を率いて発向す」と聞えたので、これからは力を合せ、互に助け合い、上方勢の軍の模様を見ようと、水魚の交り結び、たとえ上方勢が幾十万あろうとも常陸、上総、下総、安房の四カ国の兵が合体して挑み戦えば、何程の事があるかと軍評定をしていた。しかし、三将の兵を分け、処々の城をかこんで攻めることが非常に急であったので、初めの和睦相談も忽ち変り、われ先きにと城を開き、佐貫、東金、土気、土浦、相馬、鹿島、千葉、佐倉、国府台、長南、長北、鶴ガ城、亀ガ城、一宮、久留里、万木以下四十八カ城、みな城を離散して落城した。上総では、万木城主土岐右京太夫が城に火をかけ、家臣を率いて小浜の浦から小船に乗り、近国平瀧に漂着し、三河国に蟄居した。また長南城主武田兵部小輔信

れ、慶長六年(一六〇一年)御領内残らず検地した処、三百七十石(玉前宮日記)不足し、この不足高を内陸村では未開墾地に、臨海村では海岸の採塩地に課税して補った。この不足高を課税額の最大である岩沼村の地名をとって「岩沼高」と唱え、また「塩納の土地」といい、村々の豪農がこの課税を負担した。「塩納之地」は、南は東浪見村から北は南白亀郷浜宿村に至る間にあり、本多の領分はここまで及んでいたとみられる。この「塩納の地」である未開墾地や、海岸砂地は、それぞれ土地の豪農の所有地となり、開墾する時は高割に比例配分した。(千葉県農地制度史上巻)

「岩沼高一松郷塩浜場置帳写郷内外村之控」(田中文書)

一、高七斗三升八合二勺 観音堂村

此塩場 是は塩場に無御座二候。

此取塩 三俵 但し五斗入

代永 二百三十一文

一、高四石六斗七升五合二勺四才 鷺村

此塩場 百四十四尋

此取塩 十九俵

代永 一ノ四百六十一文

一、高十五石九合九勺八才 牛込村

此塩場 五百尋

此取塩 六十一俵

代永 四ノ六百九十二文

一、高十石八斗二升六合八勺七才 古所村

此塩場 五百七十尋

此取塩 四十四俵

代永 三ノ三百八十五文

一、高六石六斗四升三合七勺六才

此塩場 百七十七尋

此取塩 二十七俵

代永 二ノ七十七文

一、高二石九斗五升二合七勺八才

此塩場 八十四尋

此取塩 十二俵

代永 九百二十三文

一、高七石六斗二升八合二勺

此塩場 二百十七尋

此取塩 三十一俵

代永

一、高九石二斗四合四勺一才

此塩場 三百尋

此取塩 三十七俵

代永 二ノ八百四十六文

一、高十五石八斗七升一合二勺一才

此塩場 五百尋

此取塩 六十四俵

代永 四ノ九百六十二文

一、高十四石七斗六升三合九勺六才

此塩場 五百尋

此取塩 六十俵

代永 四ノ六百十五文

一、高四石一斗八升三合一勺一才

此塩場 五百四十尋

此取塩 十七俵

代永 一ノ三百文

一、高四石一斗八升三合一勺二才

此塩場 八百十四尋

此取塩 十七俵

代永 一ノ三百八文

一、高四石一斗八升三合一勺一才

此塩場 千七百八十八尋

此取塩 十七俵

代永 一ノ三百八文

外永 二ノ百三十文(見取)

是は海面組下

三百間之内三十間は中原村へ質置候

一ツ松郷中間敷 二千三百間

尋にて割る。尋扱い二千七百六十尋

一、高五石二升九勺五才

此塩場 百八尋

浜宿村

一宮本郷新笈村

二宮本郷村

東浪見村

城之内村

此取塩 三十一俵一斗八升

代永 五百七十五文

一、高八斗六升一合一勺三才

此塩場 二十四尋

此取塩 三俵二斗六升

代永 九十四文

一、高六石二斗二升七合九勺一才

此塩場 百十八尋

此取塩 五俵一斗五升五合

代永 六百六十一文

一、高一石一斗七合一勺九才

此塩場 三十二尋

此取塩 四俵二斗五升

代永 百二十一文

一、高一石一斗一合一勺三才

此塩場 四十八尋

此取塩 四俵六升七合

代永 三百十八文

一、高三石四斗一升五合三勺九才

此塩場 八十六尋

此取塩 十三俵四斗四升

代永 三百七十四文

一、高五石一斗六升七合一勺七才

船頭給村

原村

新笈村

入山津村

此塩場 二百十四尋

此取塩 二十一俵

代永 一ノ二百六十九文

一、高四石六升八才

此塩場 八十二尋

此取塩 十六俵二斗五升

代永 一ノ二百六十九文

一、高三石二合

此塩場 九十尋

此取塩 十二俵一斗

代永 九百三十文

一、高四石八斗七升二合九才

此塩場 百十四尋

此取塩 九俵四斗

代永 一ノ五百二十三文

一、高八斗二升九合一勺四才

此塩場 三十七尋

此取塩 十一俵一斗八升五合

代永 九十一文

一、高七石六斗二升八合一才

此塩場 二百三十五尋

此取塩 三十七俵

代永 二ノ三百八十五文

大坪村

驚大村(三郎左衛門組)

驚大村(蔵之助組)

新地村

驚北野村

一、高五石一斗六升七合三勺七才 新屋敷村
 此塩場 百八尋
 此取塩 二十一俵
 代永 五百六十五文
 一、高二石六斗二合三才 溝代村
 此塩場 二十六尋
 此取塩 八俵一斗九升
 代永 六百四十五文
 一、高一石七斗六升九合二勺一才 貝塚村
 此塩場 五十九尋
 此取塩 七俵一升五合
 代永 百九十四文
 一、高二石七斗八升五合四勺六才 久手村
 此塩場 百十尋
 此取塩 十一俵一斗六升
 代永 三百五文
 一、高一石八斗七升九合四勺 兵庫内村
 此塩場 五十六尋
 此取塩 七俵三斗二升
 代永 二百六文
 一、高四石二斗一升一合八才 初崎村
 此塩場 百十八尋
 此取塩 十七俵五升五合

代永 四百六十文
 一、高二石八斗二升四合八勺三才 蟹道村
 此塩場 六十二尋
 此取塩 十一俵二斗四升
 代永 三百文
 一、高五石四斗一升三合四勺三才 中嶋村
 此塩場 百三十二尋
 此取塩 二十一俵
 代永 五百九十二文
 一、高三石一斗六升九合三勺二才 江尻村
 此塩場 六十二尋
 此取塩 十二俵四斗四升
 代永 三百四十七文
 一、高一石七斗二升二合四勺六才 高塚村
 此塩場 六十六尋
 此取塩 十七俵
 代永 百八十七文
 但し塩一俵につき高二斗四升六合六才余
 ×高二石五斗一升二合六勺六才
 取塩七百七十三俵二斗八升七合
 代永五〇×七百九十三文
 以上の塩場の所有権は、九十九里浦浜付村にあったが、他方内陸村では、塩場でなくて未開墾地の荒地であつて、岩沼村二十六カ村

に不足高を割当てたのである。「塩納之地」の年貢は、未墾地に割りつけられたので、その年の年貢は過重となり、富裕な高持百姓が負担した。岩沼高の開發は、慶長八年（一六〇三年）に始まり、延宝四年（一六七六年）に終っている。慶長八年（一六〇三年）、元和二年（一六一六年）に「野方村々開發被_レ仰付。」阿部備中守一万六千石領時、野方村々石盛御定相成百七十六石六斗八升にお改め右六カ村茂原、早野、宮成、木崎、高師、永吉村は起返し開發被_レ仰付、此六カ村分別に相成残り村々以て高二十八石七斗六合増方被_レ仰付。この開發には年貢負担者は高割に未墾地を分割して開發されたが、内陸村の茂原、早野、宮成、木崎、高師、永吉の六カ村は不可能となり、その面積だけ他の村々が負担した。

寛文七年（一六六七）阿部因幡守様知行の項に
 「御城下西上総佐貫申上候、御座候。東上総御知行所椎木村千二百石余、岩沼村之三百七十石余役人在候の東にも御陣屋立申由、岩沼親村と申候。」

延宝四年（一六七六年）岩沼村年来記には御檢地五人飯塚吉兵衛、杉本源左衛門、伴勘左衛門右三人に而高石盛御_口仰付者岩沼村高十六石七斗六升二合地高地御座候。岩沼村高石盛居_口御付候。岩沼村卯年岩沼高三百七十石余取塩引此高百七十六石七斗二合四勺、残而七百八十六俵海塩塩浜此高百九十三石二斗九升七合五勺四才（長生村史八積篇）

とあり岩沼高の内容がうかがえる。岩沼高は本田畑年貢の外の「塩納之地」として臨海村、内陸村に課した年貢であるので、各村々に

おいては過重の負担に苦しみ各地に塩場争論を起している。

〔註〕 幸治村、五井村、中里村、鷺村、古所村、牛込村、八斗村、刺金村、浜宿村、観音堂村（南白亀郷） 船頭給村、新地村、高塚村、原村、新笈村、初崎村、江尻村、前里村、中里村、大坪村、中島村、久手村、城之内村、溝代村、新屋敷村、貝塚村、兵庫内村、入山津村、鷺大村、鷺北野村、蟹道村（一松郷）。一宮本郷、新笈村（一宮本郷村）

「一宮本郷と東浪見村塩場境の事」

享保五年（一七二〇年）子の春一ノ宮村と塩場境論出来候て阿部因幡守様御役所、岩沼村御代官所へ度々罷出候得共、内々にて分明申さず、江戸屋敷へ罷出で前々の塩場境の通り段々申上候。阿部因幡守様、屋敷へ一ノ宮村役人申上げ候儀ばかり御承引取極、東浪見村より申事誠に古来の証文まで一向、御用不_レ取極、浦方塩場年貢古来より間数にて上納仕候。東浪見村の申分相定め不_レ申、其上総図取り仰付け、絵図も出来いたし同年八月江中江戸屋敷へ罷出し、弥右も仰出しの通り間数東浪見村田地境を三百間余さしお誠に塩場分木立置、絵図証文も右之通に御座候。一ノ宮村御地頭付の時、浦方代官飯塚吉兵衛、一ノ宮村の人にて一ノ宮村勝手のための書物なども東浪見村より渡し、少しの事もさし合いにたり、因幡守様御役人衆一ノ宮村を御引取極め、東浪見村申分非分になり、浦方塩場境成り、大分に東浪見村浦中までとられ申候。（万覚書写小安惣左衛門文書）

「東浪見村と中原村塩場境の事」

元文三年（一七三八年）中原村と当村（東浪見村）出入に及び候。中原村より申立候は中原、綱田両村山境入道ヶ谷通り見とお

し、古来所持の場所を寛永年中取極め申し、中原本田畑之内名所「目千ど」繩請の田地欠入候様申し、又東浪見浦塩場之儀は、千七百八十八尋にて、尋外の場は中原山欠入の場所、れんく〜と砂浜に成り候、色々申立願候得共、東浪見村より申上候は古来より天正の証文も外欠浦共東浪見村と有之事に候得共、和泉浦境「すゞめ嶋」迄東浪見村所持の場所に相違無御座候。扱又浦つぎ御廻状も当村より和泉村と継ぎ来候得ば、塩場之儀も彼方より尋と申上候へども「問」、「尋」同様之由申し上げ、又中原繩請之田畑欠候由申上候共、左様之儀更に無之様申し上げ、古来綱田村東浪見山境「すゞめ嶋」まで境目相極り候様申上候。扱又取仰は候繪図に張札して差上候故、御檢使原新六郎様岩川政右衛門様、天野助次郎様お越相成、宿は谷上村安左衛門宅にて御吟味有之候へば、東浪見村より浦継廻状和泉村と継ぎ来り候、和泉村も「尋」候処相違無之、中原村繩請之田畑欠候様其躰、不三相見、又塩場之事も中原村より「尋」と申立て候得共、東浪見村、一ノ宮本郷と先年塩場境論有之、其節浦方地頭所阿部因幡守役所にて千七百八十八尋と有之上は「問」、「尋」同様にて中原村申立は相立がたし、先年破船等世話いたし候由、彼是東浪見村申所明白にて中原村一々相立難き段取仰聞れ、双方之口上書相濟候処、中原村再檢願上申候、再檢使御出相成候処、御吟味は先檢使御吟味にさして相替なき儀口上相濟候。然処元文五年（一七四〇年）春御戴許有之、両度之御檢使塩場の儀、本郷場境より大唐山際迄繩入有之候へ共余歩無之候。其節「すゞめ嶋」迄欠下三百一間は

間余は東浪見村持浦と相定め、繪図裏書印判を加えて裁断せしむ、双方へ下書の者也。

阿部因幡守役人

栗飯原八郎左衛門

落合宇右衛門

享保四年 己八月 名取又左衛門

芳沢佐五右衛門

白井六郎右衛門

一松郷塩場二千三百間（尋にて割る）、二千七百六十尋で植生川流末百八十一間は除地となり実際には二千百十九間であった。

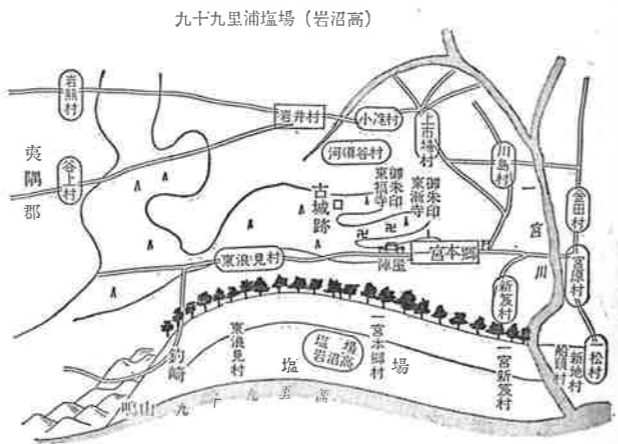
『船頭給村海岸持浜百八十一間訴訟の事』

当七月中長柄郡船頭給村名主豊治、百姓代治郎右衛門より船頭給村地先に当り同郷塩浜二千三百間之内海面百八十一間除地在地之向申立て御見分の上、渡辺半左衛門知行所より小前一同相当の御年貢御上納進退仕度旨願上候に付き、当九月中御見分の為めに御出罷り成り、郷内村々之右様有無御尋ね御座候に付き、浦名主共より申上げ奉候は、前書百八十一間の場所は一ノ宮流末、水落口、川敷場所にて船頭給村地先の場所と申す儀、聊か無之、右流末の儀は砂川の事、洪水高浪の節は川口変地御座候得共、百八十一間は川口に相当り、村方代地に相成り是迄差支無之段申立候処、右川浦場所の儀は明正に相分り候得共、兩人共より願上候はたとえ川口水中でも御年貢御上納進退仕度書面書上候得共、当浦之儀は九十九里と唱え鹽場地内之一ノ宮川流入塩場は勿論川口

改出しに相成り、右三百一間改出しの内「目千ど」下三十間中原村へかし置申候。（万覚帳写小安物左衛門文書）
又元禄十四年巳年（一七〇一年）堀外記様御領分の節、一宮本郷新笈村より塩場論争の砌、綱主一統より一松郷塩場二千三百間に相違無之旨訴状持仕候。

「東浪見村と一宮本郷塩場出入御戴許証文」（町有文書）

上総國長柄郡一宮本郷、同郡同郷東浪見浦方之事、御訴え候は、浦方の儀、慶長年中本多中務小輔様、御領地の節より三十四ヶ村間敷を以て坪等に浦境打立来り候。本郷村八百十四間の内七十二間は、東浪見より本郷へ定め、小作間敷分明の高、東浪見より本郷浦之踏込み、此の度境抗相立て候段申候。東浪見より答え候は、天正年中土岐大膳大夫領知の節、訴え奉り、串田の証文を以て、前代の境場所に境抗打立て候旨申し、双方逐一吟味を遂げ候処、天正の証文これ有りとも雖も信用し難く、慶長年中より三十四ヶ村間敷を以て相互に浦境を仕来り、堀外記様御領知の節、本郷村役所え東浪見より浦方間敷千五百四十八間と書出候帳面今般本郷村より証抛の為に差出の塩納之高は塩辻を以て納来り候。本郷、東浪見争論に付、残る三十二ヶ村えも相尋ね候処、慶長年中より三十四ヶ村浦方間敷を以て相定来り候段、分明と為り新笈村浦境より南の方へ、八百十四間は本郷内七十二間は東浪見より定小作本郷村浦と相定め、墨引き右墨引きより南の方へ千四百七十六間は東浪見浦本場なり。本郷村えの定小作七十二間合せ千五百四十八間、且綱田村小作場二百四十間之れを加え、都合千七百八十八



の儀は大風高浪の節は一夜の内に二百間、三百間南北無差別に欠け崩れ候故、古来より川敷相定まり二千三百間は由緒在之、二十二ヶ村進退罷在候場所にて豊治又は外々より可取差障の筋更に無之段書面奉差上候処、今般隣村役人共扱に立入

り、豊治、治郎右衛門全く前書百八十一間の場所は古来より川敷場所とは一向相弁えず、右躰両度筋の通り御願立仕候段今更判明承服仕候につき、郷内春子の繼入れ早々御願下され仕度段、及挨拶一候に付、双方聊無申分一熟談仕候上は御願筋取改無御座候。

天保十三庚年十月

渡辺半左衛門知行所

上総國長柄郡一松郷船頭給村

扱人惣代 名主 豊治

小前惣代 百姓代 治郎右衛門
当国代官所

同国同郡同郷入山津村外二十一ヶ村
浦名主

築紫右近知行所
同国同郡南白亀郷幸治村
名主 源兵衛

加納遠江守領分
同国同郡一ノ宮本郷村新发村
名主 文右衛門

市左衛門

篠田藤次郎様

御役所

前書の通り願出差上候に付き双方え控置申候 以上

以上のように塩場論争は各地で起っているが、浦濱稼は豪農の浦名主によって所有され、一松郷においては、袴摺浦名主によって所有されていた。浦名主は、漁業鑑札をもって浦名主一同から承認され、塩場稼、地曳網、難破漂流等の海中海岸でのすべての仕事を、一手に引き受けて行なっていた。この袴摺浦名主は、元禄の頃十七人、天保の頃三十六人となり、一松郷塩浜二千三百間を分割所有し、東浪見村では、塩場千七百八十八尋を上、中、下三場に分け、三口合せて三十五尋半を一反歩といい、三十六人で所有していた。これらの塩場地主は、それぞれ塩場小作人をおき、作銭六百元を納

(一) 袴摺浦名主

袴摺浦名主は、前述の岩沼高と非常に関係が深く、一松郷だけに見られるもので、塩場と地曳網を一手に握っており、郷村内では最も有力であった。その由緒をみるに、本多中務太輔は、慶長五年(一六〇〇年)関が原の戦の時、大多喜城の留守居を一松郷木島武左衛門外十七人の長百姓に頼み、帰陣後これら十八人に褒美として袴をはかせて登城させ、浜付村の塩場稼、地曳網の権利を子々孫々に至るまで許可する旨仰出された。当時は房総諸城の落城後であり、一宮本郷は里見氏の家臣で、東浪見村は土岐氏の家臣で隠通帰農した者が多く、関が原出陣後の不安があり、一松郷は信州上杉氏の家臣の隠通帰農したものが長百姓として勢力をもち、すでに豊臣氏の幕下であった上杉氏は、不安の少ない一松郷の長百姓を城番に依頼したのである。

「一松郷之儀者、往古一村にて慶長之度、本多中務太輔様御高十万石にて上総国大多喜御城主之節、関原御陣の砌、一松郷長百姓共之城番取り仰付、大切に相勤罷在候処、御帰陣後、慶長六丑年御領分一統御檢地御座候節、右御城番相勤候長百姓え、為御褒美一塩浜二千三間之内、夫々之取り下し置かれ、未々迄相立候様にとの御儀に付き、袴摺と申す浦名主迄取下置候」(長生村米倉文書)
一松郷における袴摺浦名主は、一宮本郷、東浪見村で云う浦名主より、塩場、地曳網、中海海上における権利が相当強かったものと思われる。船頭給村、新地村には当初袴摺浦名主はなく、地曳網が盛んになった元禄の頃塩浜を買ってその一員となっている。

めさせ、浜稼をさせた。塩場は揚浜式で採塩され、殊に真夏に行われ、燃料は笹竹、松葉を使い、自家用とし、一部は東金、大網、成東へ振り売りされた。また、内陸村の者は燃料を持参し、塩場小作人と共同製塩して製品を分配した。東浪見の塩は、品質のよいので有名であった。九十九里浦の塩場は、明治になって再分割され、水飼買上権が分割された。間もなく揚操網があらわれ、地曳網が衰えるに、自然と塩場の水飼買上権も消滅し、専売法、塩田整理が行われるに至って塩場権利はなくなり浦名主の権利も消滅した。

午浜御年貢割附之事(町有文書)
上総国長柄郡

岩沼高三百七拾石之内

一宮本郷村

一、塩場九百七拾六尋半

此取塩拾七俵 但五斗入

此永 一貫三百八文 但永一貫文 但六石五斗かへ

外

一、米二合 御伝馬宿入用

一、米八合 六尺給

納合 米老升 永老貫三百八文

右之通当御取箇相極候間、村中大小之百姓立会無高下、致割合極月十日を限り急度可三皆済若於遲滞者譴責以可三申付者也
享保十一年午十月

荻原源八郎

「船頭給村外二十一ヶ村惣名一松郷と唱え、慶長年中塩浜御高入之節、御繩請仕其砌、由緒有之、袴摺と唱え、入山津村武左衛門外三十三人之者共之浦方二千三百間之内にて夫々肝煎給分取下置候、己来右人数之者代々浦名主役にて漁獵御鑑札所持致し、海中海岸すべて浦稼進退仕、浦名主之者病氣、又は死去、後家等に浦方世話相成兼之節は組合親類二者、本石名主、組頭之内相頼取り計らい貴候儀振合いも問々在之候処、久米之助先祖縫之助と申者、元禄之度大坪村四郎兵衛持浜之内、当村附海岸三十二尋譲り請、浦方名主一同より其砌、阿部因幡守様申立て、四郎兵衛其外の者共同様浦名主取仰付候。己来享保、安永之度縫之助先代当村海岸統之新田開発取仰付、両度共同人方にて御繩請仕り、御年貢等之儀も代々条之助より致三上納 永役相勤居候」(田中文書)

浦名主は、漁業鑑札を持って浦名主一同から承認され、塩場稼、地曳網、難破漂流船等の中海海岸での一切の仕事を引き受けて行なっていた。

享保年間九十九里浦の木材積込の大船、暴風雨の為に一宮本郷、一松郷境へ寄る時浦名主共にて木材を両村にて分け、一部は鷺山寺堂宇建築用に充て、一部は一宮本郷観明寺仏堂建築用に充てた。(観明寺文書)

天保十一年(一八四〇年)、駿河国有渡郡清水湊の清次郎船沖船頭仙蔵等九人は、江戸霊岸島廻船問屋小泉直之助に雇われ、陸奥国石巻湊島田帯刀支配所へ年貢米引取のため、天保十一年六月十日江

戸を出帆し、七月三日石の巻湊へ着船、同所中沢屋幸助方で豊島幸助から米千六百二十二俵一斗を積受け、同月十六日出帆したが、天候不良のため陸奥国折の湊へ船掛し、二十八日寅の刻まで滞船し、同日卯の刻順風により同所出帆九月朔日、上総国九十九里一松郷沖合に差掛りし所、俄に暴風雨となり、荒波のため難船し、伝馬船に打乗り辛じて磯辺に着き浦人に救助された。

一松郷の浦人は、九月一日から十二日まで世話を致し、更に十三日、東浪見村から屋形村まで沿岸の地曳網や魚具を出して、米や船具を探し、糯米十五俵と船員や船体の破体等を発見した。米は近浦に入札させて山辺郡小関村で落札した。これは糯米五石四斗で、代金は一両一分に永百三十六文であった。(長生村史)

この袴摺浦名主は、最初は十六人で、元禄年間に十七人、天保十三年(一八四二年)に三十六人、嘉永年間に四十二人に増加した。その理由は、元禄年間から次第に、あるいは急速に地曳網いなし漁業が盛んになったからである。この頃から袴摺浦名主は株仲間をつくり、親類、縁者が分家すると塩浜も分地として浦名主株を所有させ、または知人に塩浜を売渡し、浦名主仲間に加することを許可した。袴摺浦名主は、享保二十年(一七三五年)卯高入地と安永五年(一七七六年)の午高入地を縄受けして新開所有者となり、船頭給村縫之助は「村畑一町六段五畝を十名に売り渡し」、浜芝地開拓権によって耕地を拡大するかわら、質地进行併して大地主となり、千阿株といわれる地曳網々元としての経済力を涵養していた。縫之助には譜代百姓が十八戸もあり、宝曆の頃「持高一石につき作銭八

百文」を出させている。それら十八戸の百姓は、「いわれ無く差し出して来た事は迷惑至極」で、「際限がなく取立てられては百姓の相統はむづかしい」と、作銭から解放されようとして訴訟を起している。この訴訟への裁許は、

1 検地帳に分附百姓の肩書があるから草分百姓でなく小作人である。

2 縫殿之介は当時隠居していたから安永五年の一揆の時は隠居の家財のみが欠所となった。

木島家と譜代百姓十八名は「今後貴殿に対し、不敬不実の取計はしない。万一小作銭が滞ったり、不法の行為があった時は土地を取り上げられても一言の異議を云わない」と前書して、小作契約を更新している。その内容は、

1 高一石につき、作銭八百文は先年通り滞りなく貴殿に納めること。

2 家作の事、その外何事も万事御指図に従って取り計らうこと。

3 田畑植付や収納の時は従来の仕来り通り貴殿に罷り出て相勤める事。

4 浜家業は先年通り、御差図に従い、乗組法御為に相成る様に勤めること。

5 小作人の中相続人がない時は、親類相談の上取り計らい、万小作人は隸農であり、袴摺浦名主は非常なる権力を持ち明治に至っている。

検地と石高

検地は土地の面積、等級を定め、石高を知り、それによって地租額を決定することで、昔から行われていた。大宝令

では図帳が作製され、平安時代には検田帳の作製が荘園で行われた。鎌倉時代にはこれ「田文」といい、公領、荘園を問わず田畑の種類、面積を記し、一国毎にまとめたものを「太田文」といった。室町時代には全国が殆んど有力な武家の領土、社寺の領土になって検地が行われた。戦国時代の末期になると、諸々に有力な大名が現われて自領内を検地している。北条氏康は天文十一年(一五四一年)から相模国を、北条氏政は元亀元年(一五七〇年)に武蔵国、相模国、伊豆国を天正年間に上野国を検地している。天正二年(一五七四年)に上杉謙信が越後国を、徳川家康は天正十二年(一五八四年)に駿河、信濃、三河、遠江、甲斐の諸国を検地している。検地の目的は、自国の戦力を増強せんとして農業生産力を正確に知るためであった。殊に豊臣秀吉は、天正十年から慶長三年まで厳重に行った。秀吉の検地は長束正家、増田長盛に行わせた文禄の検地が代表的な検地である。「人掃」と共に国勢を調査し、むしろ近世封建制の再編成にあった。そして年貢を完全にとりたてて「一地一作人」の原則をたてた。太閤検地の時は、初めは寺社や武士に「指出」を出させた。「指出」とは自領の面積を申告した帳面である。この

「指出」を基礎として名主を案内とし、検地役人が実測し、等級をつけ、石盛を定めた。「指出」より実測が大であった時は、その面積を「打出」といって、寺社は所有権を没収され、武士は領地権を没収されるか、その分の軍役を負担させられた。また大名、武士に対

する検地は領地の変更毎に行われた。百姓は「一地一作人」で固定され、大名は新領土に移るが、農民は後に残るので大名の地盤関係は弱くなり、中央集権を強大にすることができた、秀吉の検地の基準は、次の如くであった

一、六尺三寸の棹を以て、五間六十間、三百歩と相定む事。

一、田畑並在所之上中下、能々見届年代相定事。

一、国米一石に付二升宛、其外役米一切出すべからず事。

一、京斛を以て年貢を納所致すべし。売買並に同斛にて為すべき事。

一、年貢米五里とし相届く可く、其外は代官給人として持つべき事。

秀吉は、近世封建制確立のために、「太閤検地」をあらゆる犠牲を払って行わんとした。このことは奥州検地に当って、検地奉行浅野長政に下した手紙によっても伺える。

被仰出候趣、国人並百姓共に、合意行候様に、能々可申聞候。

自然不相届、不覚悟之輩於在之者、城主にては候はば、其もの城え追入り、各相談、一人も残し置かず、なせぎりに申し付け可く候。百姓以下に至るまで、不相届に付ては、一郷も二郷もなできり仕るべく候。以下略

天正十八年八月十二日

秀吉(朱印)

浅野禅正小彌どのへ

徳川幕府の検地は、太閤検地にくらべて一段と苛酷になっていく。秀吉の時の一間六尺三寸の棹を、六尺一分とし、一間について